

福祉共済があなたの暮らしをまもります。

商工会の福祉共済 シンプル「がん」補償 のご案内

全国商工会会員福祉共済

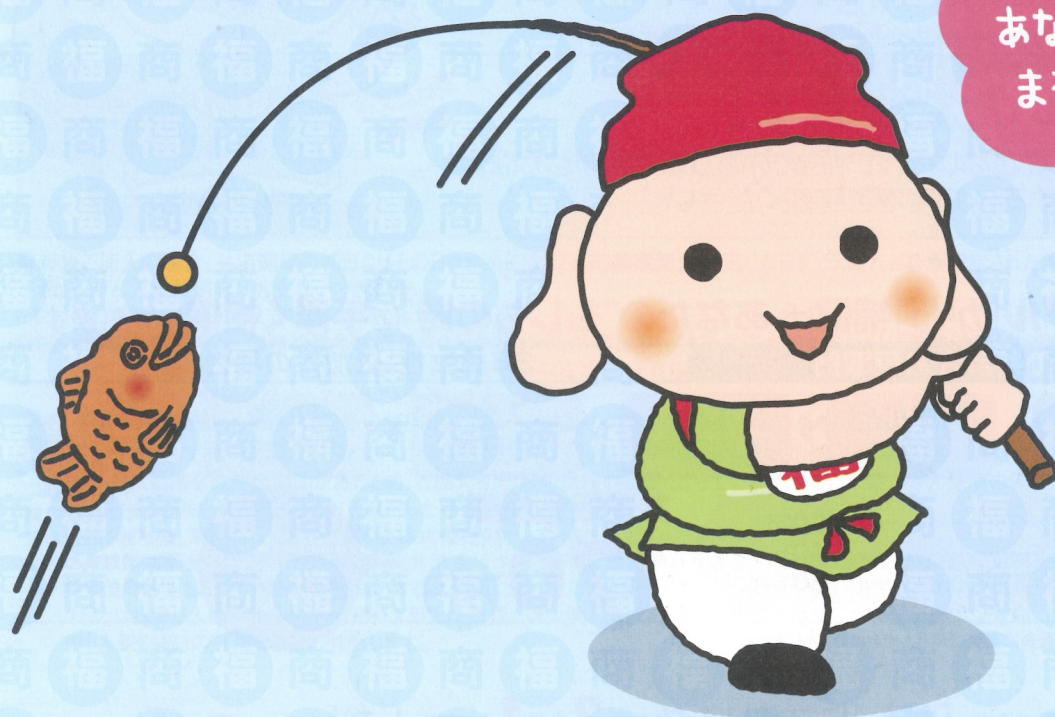
共済期間

2013年**11**月**1**日午後**4**時から
2014年**11**月**1**日午後**4**時まで

中途加入

毎月**1**日午後**4**時の共済始期で
ご加入になれます

「がん」のみの補償です。
「がん」以外の疾病にかかる入院、手術は
お支払いの対象外です。



10万人以上の皆様にご利用いただいています。

がん検診で早期発見！早期治療！

男女とも**2人**に**1人**が“がん”になる可能性があるなか、
がん検診受診は、中小企業の経営基盤を守る**最も有効なリスクマネジメント**です。

企業で働く皆さんのがん検診受診率向上を応援します



全国商工会連合会は、がん検診受診率向上を目指す国家プロジェクト
「がん検診企業アクション」の推進パートナーです。

全国商工会連合会

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です！

シンプル「がん」補償③つの特長

1 初期のがんでも安心！

上皮内がん等の初期のがんでも、診断共済金として、100万円をお支払いします。

2 再発・転移しても安心！

一旦治癒した後、がんが再発したと診断確定されたときなどにも、診断共済金をお支払いします。

(注1) がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。診断共済金のお支払いは、被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間(ご契約期間)を通じて1回に限りです。

また、2回目以降の診断共済金については、前回の診断共済金のお支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えた期間が経過している場合に限りお支払いします。

(注2) 再発・転移とは、既に診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発、または転移したと診断確定されたことをいいます。

3 高血圧等の持病があってもご加入いただけます！

お引き受けできない病気・症状もあります。詳しくは健康状態に関する告知書をご確認ください。

シンプル！
しっかり安心!!



福祉共済のシンプル「がん」補償は、あなたの“もしもの時”に手厚く補償いたします！

乳がんの場合の共済金お受取例

35歳女性、ご加入の場合

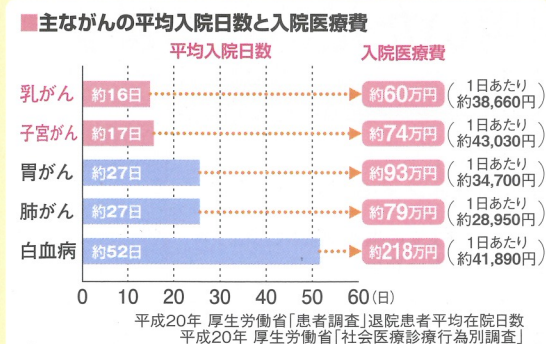
通院 3日間	乳がん と 診断	手術 (乳房切除術)	入院 30日間	その後 再発せず
がん診断共済金	がん手術共済金	がん入院共済金(1万円×30日)	お受取金総額 170万円	
100万円	40万円	30万円	1日約100万 の掛金で この補償額！	

※手術共済金のお受取額は手術の種類によって異なります。また、手術の種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。

※上記は当社が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

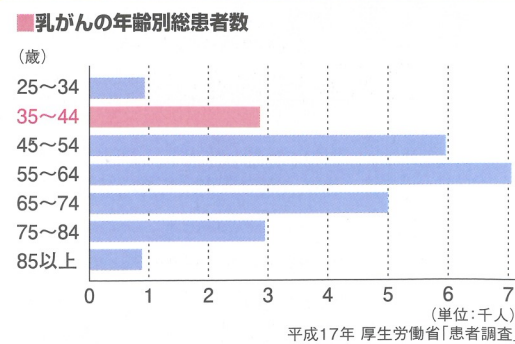
一生涯のうち、「がん」になるリスクは約**2人**に**1人**です。しかし・・・

治療には、**長期にわたる入院**と**高額な医療費**が必要！



さらに

「乳がん」の患者は、**30代から急激に増加!**



◆シンプル「がん」補償 掛金と共済金

福祉共済では「**病気**」や「**けが**」も補償する**トータル「がん」補償**(がん重点補償)もご用意しています。
まずは**トータル「がん」補償**(がん重点補償)でのご加入をご検討ください。

加入プラン	シンプル「がん」プラン	シニアシンプル「がん」プラン
加入年齢	満 6歳 ~ 65歳 (注1) 66歳となった場合はシニアシンプル「がん」プラン(6,000円)に自動的に移行します。	満 66歳 ~ 74歳 (注1) (継続加入は満80歳まで)
月払掛金	3,000円 *1	6,000円 *1
がん診断共済金	がんと診断確定されたとき(注2)、入院の有無にかかわらず一時金として 100万円	
がん手術共済金	手術の種類により(注3) 40万円・20万円・10万円 (一部の放射線治療についてはお支払いの対象となります)	
がん入院共済金(1日あたり)	10,000円 *2 (1日~無制限)	
メディカルアシスト	あり	

●新規ご加入の場合、共済期間の初日よりその日を含めて**90日(待機期間)**を経過した日までにがんと診断確定された場合は、がん診断共済金・がん手術共済金・がん入院共済金はお支払いできません。

(注1) 2013年11月1日時点での満年齢をいいます。

(注2) がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間を通じて1回に限りです。また、2回目以降の診断共済金のお支払は、それ以前の診断共済金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。

(注3) 手術の内容・種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。

*1. 月額掛金3,000円、月額掛金6,000円に含まれる東京海上日動火災保険株式会社のがん保険の保険料は200円です。がん保険は前述のとおり新規ご加入の方の場合は待機期間があるため、ご加入初年度の保険料は安くなっています。2年目以降のがん保険の保険料は270円となります。

※上記保険料は、団体割引30%を適用した場合の保険料です。

支給額のうち、東京海上日動火災保険株式会社のがん保険が下記の金額を補償します。

がん診断共済金：15万円 がん入院共済金：1,500円 がん手術共済金：手術の種類により 60,000円・30,000円・15,000円

共済金をお支払いする場合、お支払いする共済金については、後記「補償のあらまし」をご覧ください。

*2. 1日とは日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、1日だけ入院と同一ような形で病室を使用した場合などのことをいい、治療費領収書または医療費請求書の「入院料等」の有無を確認し判断します。

驚きの**確率** ご存知ですか？

一生涯のうち、
「がん」になるリスク
(推計値)

約**2人**に**1人**



一生涯のうち、男性の**55.7%**、女性の**41.3%**は**がん**になると言われています。

財団法人がん研究振興財団「がんの統計'12」

医療の発達により、
がんは治る病気に

● **がん**に打ち克つための**共済**です!!
● 「**上皮内がん**」・「**白血病**」も**補償**します!!

ご加入方法

共済(補償)期間 2013年11月1日午後4時から2014年11月1日午後4時まで
中途加入の場合、毎月1日午後4時から2014年11月1日午後4時まで

申込締切 中途加入の場合、各月のお申込締切については、ご加入の商工会にお問い合わせ下さい。
当月締切までにお申しいただくと、翌月1日午後4時に共済が開始します。

ご加入できる方 商工会の**会員**とその**家族**、会員の**従業員**とその**家族**、商工会・連合会の**役職員**とその**家族**であつて**健康**な方が**対象**となります。(健康状態に関する告知義務があります。)
※ただし2013年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満74歳以下の方に限ります。(継続加入は満80歳まで)
「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

ご加入手続き ご加入にあたっては**加入依頼書兼預金口座振替依頼書**に必要事項をご記入・ご捺印の上、ご加入の**商工会**にご提出ください。

掛金の払込 掛金は、共済開始月の当月から**毎月27日**(金融機関の休業日である場合には翌営業日)に引落しされますので全く手間がかかりません(通帳には「NSショウコウカイF」、「ニコス」、「NICOS」等と記載されます)。

加入者証 加入者証は共済開始月の中旬以降にお送りいたします。
加入者証が届きましたら、ご契約内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
※加入者証が届くまで、加入依頼書4枚目の加入者控をお手元に保管しておいてください。

加入限度 ご加入は**1被共済者**あたり**1口**となります。
トータル「がん」補償とシンプル「がん」補償の**重複加入はできません**。(シニア含む)

シンプル「がん」補償についてのご案内

●シンプル「がん」補償は、全国商工会連合会(以下、全国連)が行う自家共済と東京海上日動火災保険株式会社のがん保険(1年契約用)が共同で引受を行う制度です。
東京海上日動火災保険株式会社のがん保険(1年契約用)は、全国連が保険契約者となる団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国連が有します。

お支払手続きについて

●本シンプル「がん」補償では前述の通り、東京海上日動火災保険株式会社が補償の一部をお引受していますが、共済金および保険金のお受け取り手続きをされるときは、全国連を通じ所定の手続きで、全国連あてにご請求をお願いします。お支払いは東京海上日動火災保険株式会社の保険金を含めて全国連が行います。
(東京海上日動火災保険株式会社の保険金については、まず被保険者から保険金支払い指図をいただき、全国連にお支払いします。全国連は共済金と保険金を合算してシンプル「がん」補償の全額を被共済者および被保険者にお支払いいたします。)
●共済金および保険金のお受け取り手続きの際に、全国連または東京海上日動火災保険株式会社がご請求された方への連絡、調査を直接行うことがあります。

「けが」や「病氣」も
補償なら
トータル「がん」
補償!



告知書の質問を
よくお読みください

補償のあらまし

◆シンプル「がん」補償

被共済者(共済の対象となる方)またはその家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、掛金が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

共済金等の種類	共済金をお支払いする場合	共済期間と支払責任の関係	お支払いする共済金
がん保険	被共済者(共済の対象となる方)が、次のいずれかに該当した場合 (1)初めてがんと診断確定された場合 (2)この共済契約が継続契約の場合において、初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済期間中に既に診断確定されたがん(以下「原発がん」といいます。)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき (3)原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 (注)がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。また、同一被共済者についてがん診断共済金の支払は共済期間を通じて1回に限り、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断共済金をお支払いできません。	被共済者が共済期間中にがんと診断確定されることを要します。	がん診断共済金額
	被共済者(共済の対象となる方)ががんと診断確定され、その診断確定されたがんを直接の原因として、その診断確定されたがんの治療を直接の目的として所定の病院または診療所に入院した場合 ※がん入院共済金が支払われる期間中、さらにがん診断共済金の支払事由に該当しても、がん入院共済金は重複してはお支払いできません。	被共済者が共済期間中に入院を開始することを要します。	がん入院共済金日額×がん入院期間
	被共済者(共済の対象となる方)ががんと診断確定され、その診断確定されたがんの治療を直接の目的として所定の病院または診療所で所定の手術を受けた場合 (注)手術の内容・種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。	被共済者が、共済期間中に手術を受けることを要します。	がん入院共済金日額×手術の種類により(10倍・20倍・40倍) (注)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ支払います。

補償対象となる「がん」:この共済で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内がんのことをいい、具体的には平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目ならびに、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫などは、この共済の補償対象となりません。

★本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」を、保険約款に基づき、それぞれ「保険」に読み換えるものとします。

新規の
ご加入は
74歳まで



80歳まで
継続して
入れるよ!

ご加入にあたって

◆シンプル「がん」補償

ご加入にあたって

- ①この共済は、死亡と通院に対する補償はありません。
 - ②お支払いいただく掛金は、被共済者（共済の対象となる方）本人の年齢（*）によるご加入プランにより異なります。
 - ③過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りすることがあります。
 - ④新規ご加入時の共済期間（共済のご契約期間）の初日からその日を含めて90日（待機期間）を経過した日までにがんと診断確定された場合は、がん診断共済金・がん手術共済金・がん入院共済金はお支払いできません。また、共済期間開始前にがんと診断確定されていた場合は、ご契約者、被共済者または共済金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、共済契約は無効となり、共済金をお支払いできません。（この場合お支払いいただいた掛金を返還できないことがあります）ただし、共済金受取人のみがその事実を知っていた場合には掛金を返還します。（がん保険）
 - ⑤新規のご加入および継続のお取扱いは、加入資格を満たす方で共済期間の開始時点で満65歳以下の方（シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入の場合は満74歳以下の方で、満80歳までご継続いただけます。
- *「本人の年齢」とは、共済期間開始時点の満年齢をいいます。

ご加入の際の注意

- ①告知義務（ご加入時に全国連・引受保険会社およびその代理店に重要な事項を申し出いただく義務）等
 - 加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、共済金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（引受保険会社の代理店には告知受領権があります）。告知事項は、以下の事項となります。（詳細は加入依頼書等をご確認ください。）
 - 被共済者（共済の対象となる方）本人の生年月日および性別
 - 被共済者の健康状態（新規加入の場合のみ）
 - 他の保険契約等（*）を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）

*「他の保険契約等」とは、この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。なお、共済金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

 - 加入される方および被共済者の氏名（ふりがな）についても併せてご確認くださいませよう願いたします。また、過去の傷病歴や現在の健康状態、満年齢などによりご加入をお断りすることがあります。
- ②継続してご加入いただく場合は、現在のご契約について共済金請求忘れがないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の商工会まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2013年11月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

ご加入後の注意

- ①加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませよう願いたします。加入者証は共済開始月の中旬以降にお送りいたします。また、加入者証が到着までの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の商工会までお問い合わせください。
- ②ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、共済期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、共済期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の商工会までお問い合わせください。加入内容変更をいただいてから1か月以内に共済金請求のご連絡をいただく場合には、念のため、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

共済金の支払事由に該当した場合の注意

- ①共済金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ②がん以外の病気やけがの影響により、がんの程度が加重された場合等は、お支払いする共済金が削減されることがあります。
- ③共済金の支払事由に該当した場合には、30日以内にご加入の商工会にご連絡ください。また、共済金をご請求いただいた場合、全国連ならびに引受保険会社の指定した医師による診断書の提出または病理組織学的検査の対象となった標本等の提出を求めることがあります。

ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、共済金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被共済者または同一事故に係る共済契約の状況や共済金請求の状況について一般社団法人 日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いられません。ご不明の点は、引受保険会社にお問い合わせください。

必ず最後までお読みください。



★本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」を、保険約款に基づき、それぞれ「保険」に読み換えるものとします。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

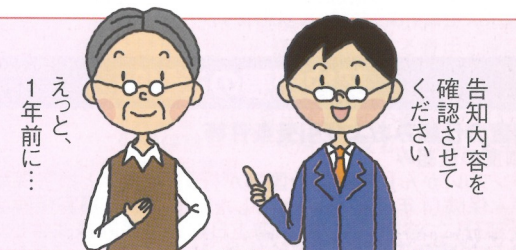
健康状態の告知が必要となるケースは以下のとおりです。

●シンプル「がん」プラン、シニアシンプル「がん」プランに新たにご加入される場合。

告知書は被共済者ご自身がありのままにご記入ください。
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、共済金をお受け取りいただけないことがあります。



お申込み後、共済金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例（注）は次のとおりです。

①入院または手術の有無（予定を含みます）

②告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます）の有無 など

（注）告知いただく内容は、共済種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご覧ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。
●現在、医師に手術をすすめられている。
●過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
●病気治療後医師の指導で定期的に検査を受けている場合（経過観察中）

ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな共済契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、本パンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。



この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、本パンフレットに記載のお問い合わせ先までご照会ください。

★本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」を、保険約款に基づき、それぞれ「保険」に読み換えるものとします。

重要事項説明書〈契約概要・注意喚起情報のご説明〉

契約概要・注意喚起情報のご説明

●本説明書はご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております共済約款によりますが、ご不明点等につきましては本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、保険会社引受部分の主な保険約款については東京海上日動火災保険株式会社のホームページ (<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>) にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください (ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくは本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)

●契約概要はご加入いただく共済の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

●注意喚起情報はご加入いただく共済のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意くださいいただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

●ご家族等の方が被共済者 (共済の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。) となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※本パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1. 制度の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

シンプル「がん」補償は、全国連が行う自家共済と損害保険会社のがん保険 (1年契約用) をセットした制度であり、損害保険会社の引受部分につきましては、東京海上日動火災保険株式会社のがん保険 (1年契約用) の普通保険約款、特約にしたがって保険金をお支払いします。損害保険会社の保険契約については、全国連を契約者とし、全国連の会員等を被保険者 (保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。) とする団体契約です。ご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(2) 加入者

この共済の加入資格を有する方は、商工会の会員 (法人会員の役員を含む) およびその家族、会員の従業員およびその家族、商工会・県連・全国連の役員員およびその家族の方となります。加入者には共済掛金をご負担いただきます。

(3) 被共済者

この共済の被共済者として加入者が指定できる方は商工会の会員 (法人会員の役員を含む) およびその家族、会員の従業員およびその家族、商工会・県連・全国連の役員員およびその家族であり、健康で共済期間開始日 (毎年11月1日) における年齢が各プランに定める加入年齢の範囲内の方となります。被共済者は共済の対象となります。

(4) 補償の内容・共済期間 (共済のご加入期間)

①共済金をお支払いする主な場合、お支払いする共済金、②共済 (保険) 期間などにつきましては、パンフレット等をご確認ください。なお、被共済者またはそのご家族が、既に他の同種の保険商品等をご契約されている場合には、補償が重複し、掛金が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。また共済 (保険) 期間は2013年11月1日午後4時から2014年11月1日午後4時までの1年間となります。

(5) 引受条件 (共済金額等)

この共済での引受条件 (共済金額等) は予め定められたご加入プランの中から選びいただくこととなります。ご加入プランについての詳細は本パンフレットをご参照ください。

2. 掛金・払込方法

掛金をご加入いただくご加入プランなどによって決定されます。掛金・払込方法につきましては、本パンフレットをご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

●保険会社 引受部分

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者 (保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。) とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、約款等をご確認ください。

(2) 補償の内容・保険期間 (保険のご契約期間)

①共済金をお支払いする主な場合、お支払いする共済金、②共済金をお支払いしない主な場合、③共済期間などにつきましては、約款等をご確認ください。

(3) 引受条件 (保険金額等)

この保険での引受条件 (保険金額等) は予め定められたご契約タイプの中から選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細は約款等をご確認ください。

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、約款等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

被共済者 (共済の対象となる方) またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項 (加入依頼書等に関する注意事項等)

- 共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから共済金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されますと掛金負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務 (ご加入時に全国連・引受保険会社およびその代理店に重要な事項を申し出いただく義務) があります (引受保険会社の代理店は引受保険会社に代わって告知を受領することができます。)。告知義務の内容等については約款等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被共済者 (共済の対象となる方) となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被共済者 (共済の対象となる方) となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。
- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、全国連ならびに引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合 (約款に同内容の規定がある場合を含みます) は、以下の取扱いとなります。

- ・共済期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日 (*1) から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②共済金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
- ・共済期間が1年を超えるご契約の場合：支払責任の開始日 (*1) から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②共済金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

*1 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

- ご加入を解除した場合には、たとえ共済金をお支払いする事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。ただし、「共済金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、共済金お支払いの対象となります。
- なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により共済金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、共済金をお支払いできないことがあります。
- 加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項 (通知義務等)

- 通知義務 (ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に全国連・引受保険会社およびその代理店に連絡していただきたい義務) や各種手続き等については約款等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり共済金をお支払いできないこと等があります。
- ご連絡いただいた内容によっては、掛金が変わることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じたとき以降の期間に対して算出した掛金を請求または返還します。

ご加入いただくお客様へ (必ずお読みください)

(3) 次回継続契約のお引受け

共済金請求状況等によっては、次回以降の継続のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

3. 責任開始期

共済責任は、原則として、約款等記載の共済期間の開始時から始まります。ただし、共済の種類によっては、新規ご加入の場合、共済金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、約款等にてご確認ください。

4. 共済金をお支払いしない主な場合等

(1) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、この共済契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- ①全国連並びに引受保険会社に共済金を支払わせることを目的として身体障害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複によって、共済金等の合計額が著しく過大となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①から④と同程度に全国連並びに引受保険会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) その他

約款等をご確認ください。

5. 共済引受者および保険会社破綻時の取扱い

この共済は、共済金支払に備えて十分な対策を講じておりますが、万が一共済引受者である全国連の運営管理する特別会計が破綻した場合等には、共済金等をお支払いする金額が一部削減されることがあります。

また引受保険会社の経営が破綻した場合等には、共済金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

詳細は後記「引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて」等をご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

後記「個人情報の取扱いに関するご案内」もしくは加入依頼書等をご確認ください。

7. 新たな共済契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな共済契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

- ①現在のご加入を解約、減額等される場合の不利事項
 - 多くの場合、返れい金はお払込掛金の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。
- ②新たな共済契約にご加入される場合の注意事項
 - 新たにご加入の共済契約について、被共済者 (共済の対象となる方) の健康状態等によりお断りする場合があります。
 - 新たにご加入の共済契約の掛金については、共済期間 (新たにご加入の共済契約のご契約期間) の初日における被共済者 (共済の対象となる方) の年齢等により計算される場合があります。
 - 新たにご加入の共済契約の掛金については、掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。
 - 新たにご加入の共済契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され共済金が支払われない場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、共済金が支払われない場合があります。現在のご加入を継続していれば共済金のお支払い対象となる場合でも、乗換えて新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。
 - 新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なることがあります。
(例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約ががんである場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)

の午前0時より前の期間については、共済金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

8. 被共済者 (共済の対象となる方) からのお申し出による解約

被共済者 (共済の対象となる方) からの申し出によりその被共済者 (共済の対象となる方) に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被共済者 (共済の対象となる方) となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 共済金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等については約款等をご確認ください。

(2) 共済金請求書類

共済金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したこと、または事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被共済者 (共済の対象となる方) または共済の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・全国連ならびに引受保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被共済者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき共済金の額を算出するための書類または証拠
- ・全国連ならびに引受保険会社が共済金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの共済金請求

被共済者 (共済の対象となる方) に共済金を請求できない事情があり、共済金の支払を受けるべき被共済者 (共済の対象となる方) の代理人がいないう場合は、被共済者 (共済の対象となる方) の配偶者等のご家族のうち全国連ならびに引受保険会社所定の条件を満たす方が、被共済者 (共済の対象となる方) の代理人として共済金を請求できる場合があります。詳細は、本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくは約款等をご確認ください。

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、共済金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、ご加入される共済種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、共済金は、所定の割合まで補償されます。「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合
	共済金
がん保険 (1年契約用)	90%

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。 (<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 〈通話料有料〉

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

★本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」を、保険約款に基づき、それぞれ「保険」に読み換えるものとします。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 共済商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 共済金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)、お支払いする共済金
- ☐ 共済期間(共済のご契約期間)
- ☐ 共済金額(ご契約金額)
- ☐ 掛金・掛金払込方法

2. 加入依頼書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記の記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

- ☐ 加入依頼書の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しく記載されていますか?
- ☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?
- 『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。
- ☐ 被共済者(共済の対象となる方)によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。

特に「注意喚起情報のご説明」には、「共済金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

*例えば、賠償責任が補償されるご契約の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。

個人情報の取扱いに関するご案内

全国商工会連合会(以下、全国連)および都道府県商工会連合会(以下、県連)・商工会は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、共済引受の判断、本契約の管理・履行および付帯サービスの提供ならびに他の共済・保険・金融商品等の各種商品・サービスの提供・案内、会員の確認、加入者からの照会・応答の他、全国連および県連・商工会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。

本契約のお申込人および被共済者には、契約の申込にあたり、全国連および県連・商工会が個人情報を下記①から④に記載の提供・利用の他、上記目的のために提供・利用することについてご同意いただきますようお願い申し上げます。なお、ご同意いただけない場合には、本契約をお引き受けすることができませんのでご理解下さい。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医師、調査会社、保険会社、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ②契約締結、契約内容変更、共済金・給付金支払い等の可否を判断するために、個人情報を県連・商工会やリスクヘッジ会社と共同して利用すること。
 - ③全国連と県連・商工会との間で各種金融商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同利用すること。
 - ④リスクヘッジ契約の締結、リスクヘッジ契約に基づく通知、リスクヘッジの請求等のために個人情報をリスクヘッジ会社等に提供すること。
- 全国連と県連・商工会の一覧、各種商品やサービスの一覧、全国連における個人情報の取扱いについては、全国連ホームページ(<http://www.shokokai.or.jp/>)をご覧ください。

東京海上日動火災保険株式会社における個人情報の取扱いに関するご案内

ご契約者である全国商工会連合会は東京海上日動火災保険株式会社に加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を全国商工会連合会および都道府県商工会連合会・商工会、他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社との間または東京海上日動火災保険株式会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること。
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること。

※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動火災保険株式会社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

★本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」を、保険約款に基づき、それぞれ「保険」に読み換えるものとします。

ご加入者向けサービス

※注意: 下記記載の電話番号は「メディカルアシスト」の連絡先です。共済の制度の内容、ご加入等のご質問については、パンフレットに記載のご加入の商工会までお問い合わせください。

メディカルアシスト*1

日常のおからだの悩みから急な発病やけがまで、おからだの「もしも」を万全の体制でアシストします。*2

24時間365日、お電話1本で「病気やけがのお悩み」や「緊急時の対応」等に**無料**でお応えします。

骨折? 打撲?
判断できない!



お客様専用コールセンターに
救急の専門医および看護師が「常駐」

1 緊急医療相談

現役の救急の専門医および看護師が、
緊急の医療相談に24時間お電話で対応します。

家族の病気のこと、
いろいろ知りたい!



30以上の診療分野ごとに
専門医への相談が可能

2 予約制専門医相談

輪番で常駐する専門医が、専門的な医療・健康電話相談をお受けします。(予約制)

夜中に子どもの
容体が急変!



お客様の症状に応じて全国45万件の
医療機関等をデータベースからご案内

3 医療機関案内

夜間の救急医療機関や、旅先での最寄りの医療機関をご案内します。



叔母がけがをして、
日曜日でどうしてよいかわからず、お電話したところ、
非常に対応がよかったです。
病院に行ったら骨折してました。
本当に感謝しています。

ご家族(80歳代女性)のおけがのことでの
相談。医療機関の受診をおすすめしたところ、翌日、お礼のお電話をいただきました。



以前にも脳神経外科の専門
医相談を利用したことがあります。
とても心強い先生で、あんなに
やさしく対応いただいたのは初めてでした。
本当にありがとうございました。

90歳代のお母様の体調のことで専門医相談をご利用いただいた60歳代女性より、お礼の言葉をいただきました。



深夜に電話ができて助かりました。
医療機関を紹介いただき、早期に受診できたので、大事に至らず、現在は回復傾向にあります。
本当にありがとうございました。

深夜1時、「嘔吐が止まらない」という4歳児のお母様からのご相談。自宅付近の医療機関を3件ご紹介し、早期受診をおすすめしました。翌日、お礼のお電話をいただきました。

※お客様からいただいた声の原文ではなく、東京海上日動がその趣旨を踏まえて、記載・要約した内容を掲載しています。

出張先で倒れ入院。
自宅近くの病院に
転院したい...



豊富な経験・高度なノウハウ

4 転院・患者移送手配

救急病院から自宅最寄りの病院への転院や、ご自宅へ戻る場合、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等の一連の手配を承ります。(実費はおお客様のご負担となります。)

検査結果を聞きに
行ったが、よくわからなかった。



患部ごとに専門医が対応、より細やかなご相談が可能

5 がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な看護師、メディカルソーシャルワーカー*3がお応えします。さらに、がんとう患者とそのご家族が抱える心の問題にも向き合います。

●受付時間

1 3 4 5 24時間365日

2 事前予約(予約受付は、24時間365日)

●メディカルアシストのお問い合わせ

0120-708-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

お電話の際は必ず加入者証に記載の**契約者番号(加入者番号)**をオペレーターにお伝えください。

- *1 本サービスは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はおお客様のご負担となります。
- *2 ご相談の対象は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者(法人は除きます。)、被保険者(保険の対象となる方をいい、法人は除きます。)、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・親族(以下相談対象者といいます。)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちいずれかの方からの方からの直接の相談に限ります。
- *3 医療機関において、患者様とご家族の抱える心理・社会・経済的な問題に対して、課題解決への支援を行う専門職をいいます。
- ※上記のサービスは、東京海上日動火災保険株式会社の提携会社を通じてご提供します。
- ※サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。
- ※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」「契約者番号(加入者番号)」等を確認させていただきますのでご了承願います。

◆全国商工会会員福祉共済加入年齢早見表(2013年11月～2014年10月加入)

●シンプル「がん」プラン

(満6歳～65歳) 基準日:2013年11月1日

生年月日	年齢	生年月日	年齢
昭和22年(1947年)11月2日～昭和23年(1948年)11月1日	65	昭和62年(1987年)11月2日～昭和63年(1988年)11月1日	25
昭和23年(1948年)11月2日～昭和24年(1949年)11月1日	64	昭和63年(1988年)11月2日～平成元年(1989年)11月1日	24
昭和24年(1949年)11月2日～昭和25年(1950年)11月1日	63	平成元年(1989年)11月2日～平成2年(1990年)11月1日	23
昭和25年(1950年)11月2日～昭和26年(1951年)11月1日	62	平成2年(1990年)11月2日～平成3年(1991年)11月1日	22
昭和26年(1951年)11月2日～昭和27年(1952年)11月1日	61	平成3年(1991年)11月2日～平成4年(1992年)11月1日	21
昭和27年(1952年)11月2日～昭和28年(1953年)11月1日	60	平成4年(1992年)11月2日～平成5年(1993年)11月1日	20
昭和28年(1953年)11月2日～昭和29年(1954年)11月1日	59	平成5年(1993年)11月2日～平成6年(1994年)11月1日	19
昭和29年(1954年)11月2日～昭和30年(1955年)11月1日	58	平成6年(1994年)11月2日～平成7年(1995年)11月1日	18
昭和30年(1955年)11月2日～昭和31年(1956年)11月1日	57	平成7年(1995年)11月2日～平成8年(1996年)11月1日	17
昭和31年(1956年)11月2日～昭和32年(1957年)11月1日	56	平成8年(1996年)11月2日～平成9年(1997年)11月1日	16
昭和32年(1957年)11月2日～昭和33年(1958年)11月1日	55	平成9年(1997年)11月2日～平成10年(1998年)11月1日	15
昭和33年(1958年)11月2日～昭和34年(1959年)11月1日	54	平成10年(1998年)11月2日～平成11年(1999年)11月1日	14
昭和34年(1959年)11月2日～昭和35年(1960年)11月1日	53	平成11年(1999年)11月2日～平成12年(2000年)11月1日	13
昭和35年(1960年)11月2日～昭和36年(1961年)11月1日	52	平成12年(2000年)11月2日～平成13年(2001年)11月1日	12
昭和36年(1961年)11月2日～昭和37年(1962年)11月1日	51	平成13年(2001年)11月2日～平成14年(2002年)11月1日	11
昭和37年(1962年)11月2日～昭和38年(1963年)11月1日	50	平成14年(2002年)11月2日～平成15年(2003年)11月1日	10
昭和38年(1963年)11月2日～昭和39年(1964年)11月1日	49	平成15年(2003年)11月2日～平成16年(2004年)11月1日	9
昭和39年(1964年)11月2日～昭和40年(1965年)11月1日	48	平成16年(2004年)11月2日～平成17年(2005年)11月1日	8
昭和40年(1965年)11月2日～昭和41年(1966年)11月1日	47	平成17年(2005年)11月2日～平成18年(2006年)11月1日	7
昭和41年(1966年)11月2日～昭和42年(1967年)11月1日	46	平成18年(2006年)11月2日～平成19年(2007年)11月1日	6
昭和42年(1967年)11月2日～昭和43年(1968年)11月1日	45		
昭和43年(1968年)11月2日～昭和44年(1969年)11月1日	44		
昭和44年(1969年)11月2日～昭和45年(1970年)11月1日	43		
昭和45年(1970年)11月2日～昭和46年(1971年)11月1日	42		
昭和46年(1971年)11月2日～昭和47年(1972年)11月1日	41		
昭和47年(1972年)11月2日～昭和48年(1973年)11月1日	40		
昭和48年(1973年)11月2日～昭和49年(1974年)11月1日	39		
昭和49年(1974年)11月2日～昭和50年(1975年)11月1日	38		
昭和50年(1975年)11月2日～昭和51年(1976年)11月1日	37		
昭和51年(1976年)11月2日～昭和52年(1977年)11月1日	36		
昭和52年(1977年)11月2日～昭和53年(1978年)11月1日	35		
昭和53年(1978年)11月2日～昭和54年(1979年)11月1日	34		
昭和54年(1979年)11月2日～昭和55年(1980年)11月1日	33		
昭和55年(1980年)11月2日～昭和56年(1981年)11月1日	32		
昭和56年(1981年)11月2日～昭和57年(1982年)11月1日	31		
昭和57年(1982年)11月2日～昭和58年(1983年)11月1日	30		
昭和58年(1983年)11月2日～昭和59年(1984年)11月1日	29		
昭和59年(1984年)11月2日～昭和60年(1985年)11月1日	28		
昭和60年(1985年)11月2日～昭和61年(1986年)11月1日	27		
昭和61年(1986年)11月2日～昭和62年(1987年)11月1日	26		

●シニアシンプル「がん」プラン(満66歳～74歳)* 基準日:2013年11月1日

生年月日	年齢
昭和12年(1937年)11月2日～昭和13年(1938年)11月1日	75
昭和13年(1938年)11月2日～昭和14年(1939年)11月1日	74
昭和14年(1939年)11月2日～昭和15年(1940年)11月1日	73
昭和15年(1940年)11月2日～昭和16年(1941年)11月1日	72
昭和16年(1941年)11月2日～昭和17年(1942年)11月1日	71
昭和17年(1942年)11月2日～昭和18年(1943年)11月1日	70
昭和18年(1943年)11月2日～昭和19年(1944年)11月1日	69
昭和19年(1944年)11月2日～昭和20年(1945年)11月1日	68
昭和20年(1945年)11月2日～昭和21年(1946年)11月1日	67
昭和21年(1946年)11月2日～昭和22年(1947年)11月1日	66

*継続加入は満80歳以下

ご加入内容をご確認ください

ご加入・継続いただく前に共済商品・保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。
*また、継続の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、全国商工会連合会までご連絡ください。

全国商工会会員福祉共済のうち、シンプル「がん」補償の一部は全国商工会連合会を保険契約者とし、商工会の会員等を被保険者(保険の対象となる方)とする、がん保険(1年契約用)団体契約です。したがって、保険証券の請求権、保険契約の解除権等は原則として全国商工会連合会が有します。

このパンフレットは全国商工会会員福祉共済・がん保険(1年契約用)の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずP7・8「重要事項説明書」をよくお読みください。

がん保険(1年契約用)の詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款、協定書によりますが、ご不明な点がありましたら全国連ならびに引受保険会社にご照会ください。

また、ご加入を申し込まれる方と被共済者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被共済者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

引受保険会社の代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社の代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

お申込・お問い合わせ・共済金のご請求はご加入の商工会へ

商工会

都道府県商工会連合会・全国商工会連合会

全国商工会連合会 03-5860-2294

受付時間:平日9時～17時(土・日・祝・年末年始を除く)

〈取扱代理店〉

株式会社ふるさとサービス

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F TEL.03-3214-5710

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社 [担当課] 広域法人部 法人第一課

東京都千代田区三番町6-4 TEL.03-3515-4147